

# 指定居宅療養管理指導に係る重要事項及び運営規定

## ➤ 事業者概要

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 指 定 事 業 者 名   | 春日薬局                    |
| 指 定 事 業 所 番 号 | 0842141699              |
| 事 業 所 所 在 地   | 茨城県ひたちなか市春日町12-4        |
| 代 表 者 名       | ファーマシー中山株式会社 代表取締役 中山克憲 |
| 電 話 番 号       | 029-273-6850            |

## ➤ 事業の目的と運営方針

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的 | 要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、当薬局薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 運営方針  | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</li><li>2. 上記1.の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</li><li>3. 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係る上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。</li><li>4. 上記3.の必要な情報を提供する場合、情報の漏洩等情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じた上で、ネットワークを経由して外部のシステム上に情報を保存し、上記関係者がネットワークを経由してこのシステムにアクセスする方法によって、情報の提供を行うことがあります。</li><li>5. 上記4.の外部のシステム上の保存を第三者に委託するときは、委託契約において、情報の安全管理について 受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。</li></ol> |

## ➤ 提供するサービス

### 【居宅療養管理指導サービス】

1. 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
2. 利用者の服薬状況、体調変化等の情報をもとに、医師へ定期報告を行うだけでなく、薬の専門家の立場から適切な処方を医師へ提案し、より良い薬物療法につながるよう努めます。
3. 当事業所の薬剤師が、使用期限切れ等により薬剤を有効かつ安全にご使用いただけないと判断した場合、その薬剤を回収し、処分する場合があります。
4. 居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者の服用する薬やその薬が生活環境に及ぼす影響等について報告書(居宅療養管理指導報告書)を提出いたします。

## ➤ 職員等の体制

薬剤師(管理薬剤師名) 七字 輝乃  
薬剤師 3名 医療事務 2名

## ➤ 営業日及び営業時間

月～水、金 9:00～18:00 土 9:00～13:00  
木 9:00～17:00  
※緊急時は上記の時間に限りません

## ➤ 利用料金（1割負担の場合）

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| （一）単一建物居住者1人の場合       | 518円/回 |
| （二）単一建物居住者2人以上9人以下の場合 | 379円/回 |
| （三）（一）及び（二）以外の場合      | 342円/回 |

- ✓ 麻薬薬剤管理の必要な方は、100円追加となります。
- ✓ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法の必要な方は、250円追加となる場合があります。
- ✓ 在宅中心静脈栄養法の必要な方は、150円追加となる場合があります。
- ✓ 公費により一部負担金が助成される場合があります。
- ✓ 厚生労働大臣が定める地域においては、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算が追加となります。

## ➤ 居宅療養管理指導の内容

1. 主治医との連携のもとに、薬学的な管理指導と薬学的管理計画に基く指導
2. 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供
3. 要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言等
4. その他、療養生活向上のための指導・助言等

## ➤ 通常の事業の実施区域

ひたちなか市

## ➤ 緊急時の対応等

1. 携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
2. 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。
3. 利用者の状態の急変等に伴い、医師の求めにより緊急で訪問薬剤管理指導を実施した場合、事前に策定する薬学的管理指導計画に基づき、最大月4回（末期の悪性腫瘍、あるいは注射による麻薬の投与が必要な利用者については最大月8回）実施いたします。

## ➤ 事故発生時の対応

居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## ➤ 苦情処理

当事業所のサービス提供にあたり苦情や相談があれば迅速かつ適切に対応いたしますので、当薬局までご連絡ください。

## ➤ その他運営に関する重要事項

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。